

雇均発0.328第2号
平成31年3月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

第1.3次最低工賃新設・改正計画の実施について

最低工賃の新設及び改正については、平成28年3月15日付け雇発031.5第6号「第1.2次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図っているところであるが、同計画が平成30年度末で終了することから、引き続き最低工賃の新設及び改正を促進するため、平成31年度から33年度までの3年間を計画期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図られたい。

記

1 最低工賃の改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として3年をめぐりに実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。

(2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものと

すること。

(3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

別添

第13次最低工賃新設・改正計画(平成31年4月~34年3月)

局名	平成31年度		平成32年度		平成33年度	
	最低工賃件数 (平成31年4月 見込分件数)	件名	件数	件名	件数	件名
01 北海道	2	男子既製洋服(廃止)	1	和服裁縫(改正)	1	男子・婦人既製洋服(改正)
02 青森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(廃止)	1	婦人・男子既製洋服(改正)
03 岩手	2	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	
04 宮城	2	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	
05 秋田	2	通信機用部分品(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	
06 山形	1		1	男子・婦人既製洋服(改正)	1	
07 福島	3	電気機械器具、情報通信機器具、電子部品・デバイス(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	横編ニット(改正)
08 茨城	3	婦人・子供既製洋服(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1	男子既製洋服(廃止)
09 栃木	2	電気機械器具(改正)	1	衣服(改正)	1	
10 群馬	3	横編ニット(改正)	1	婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)
11 埼玉	5	革靴(改正)	1	電気機械器具(改正)	2	足袋(改正)、縫製(改正)
12 千葉	1		1	電気機械器具(改正)	1	婦人既製洋服(廃止)
13 東京都	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)
14 神奈川県	3	スカート・ハンカチーフ(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	電気機械器具(改正)
15 新潟県	4	洋食器・器物(改正)	1	作業工具(改正)	1	紙加工品(廃止)
16 富山県	3	電気機械器具(改正)	1	プレスナー加工(改正)	1	男子・婦人既製洋服(改正)、横編ニット(改正)
17 石川県	0		1		1	ニット(廃止)
18 福井県	2	衣服(改正)	1		1	腰纏(改正)
19 山梨県	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)	1	貴金属製品(改正)
20 長野県	2		1	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)
21 岐阜県	3	男子既製洋服(廃止)	1	婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)
22 静岡県	1	車両電気配線装置(改正)	1		1	
23 愛知県	1		1		1	
24 三重県	1		1	車両電気配線装置(改正)	1	
25 滋賀県	1		1	下着・補修業(廃止)	1	紙加工品(改正)
26 京都府	2		1	丹後地区絹織物業(改正)	1	男子既製洋服(改正)
27 大阪府	1		1		1	電気機械器具(改正)、靴下(改正)
28 兵庫県	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(改正)	2	釣針(改正)	1	
29 奈良県	1		1	靴下(改正)	1	
30 和歌山県	0		1		1	
31 鳥取県	2	和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	和服裁縫(改正)
32 島根県	3	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	
33 岡山県	4		1	車両電気配線装置(改正)	1	
34 広島県	2		1	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(改正)
35 山口県	2		1	和服裁縫(改正)	1	男子既製洋服・学袋服・作業服(改正)
36 徳島県	1		1	縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)	1	
37 香川県	1		1	手袋・ソックス・タイ(改正)	1	
38 愛媛県	1		1		1	
39 高知県	2	衛生用紙(改正)	1	婦人服(改正)	1	
40 福岡県	2	男子服(改正)	1		1	
41 佐賀県	1	婦人既製洋服(改正)	1		1	
42 長崎県	3		1	和服裁縫(廃止)	1	
43 熊本県	3		1	電気機械器具(改正)	1	
44 大分県	2		1	男子既製洋服(改正)	2	
45 宮崎県	3		1	衣服(改正)、電気機械器具(改正)	1	
46 鹿児島県	1		1	男子既製洋服(改正)	1	電気機械器具、情報通信機器具、電子部品・デバイス(改正)
47 沖縄県	1		1		1	縫製(改正)
合計	98		28		67	

(注)各年度の最低工賃の件数は平成31年9月28日現在(第13次最低工賃新設・改正計画策定時点)のものである。なお、件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したものである。また、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実施調整等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

第14次最低工賃新設・改正計画実施方針（案）

1 最低工賃の改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として3年をめぐりに実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

(2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

(3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

(1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの

- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が 100 人未満に減少し、将来も増加する見通しがないなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

別添

第14次最低工賃新設・改正計画案(令和4年4月～7年3月)

局名	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	最低工賃件数 (令和4年度)	件名	件数	件名	件数	件名
01 北海道	2	和服裁縫(改正)	1	男子既製洋服(廃止)	1	
02 青森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	男子・婦人既製洋服(改正)
03 岩手	2			電気機械器具(改正)	1	婦人・男子既製洋服(改正)
04 宮城	2			男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)
05 秋田	2	通信機器用部品(改正)	1	男子服・婦人服・子供服(改正)	1	
06 山形	1			男子・婦人既製洋服(改正)	1	
07 福島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	横編ニット(改正)
08 茨城	3		1	婦人・子供既製洋服(廃止)	1	電気機械器具(改正)
09 栃木	2			電気機械器具(改正)	1	衣服(改正)
10 群馬	3		1	婦人服(廃止)	1	電気機械器具(改正)
11 埼玉	5	革靴(改正)、長襪(改正)、縫製(改正)	3	紙加工品(改正)	1	電気機械器具(改正)
12 千葉	1				1	婦人既製洋服(廃止)
13 東京	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1	紙加工品(廃止)
15 新潟	4	洋食器・器物(廃止)	1	作業工具(廃止)	1	紙加工品(廃止)
16 富山	2	電気機械器具(改正)	1	フラスナー加工(改正)	1	男子・婦人既製洋服(改正)、横編ニット(改正)
17 石川	0					
18 福井	2	眼鏡(改正)	1			衣服(改正)
19 山梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)	1	真金属製品(改正)
20 長野	2			電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)
21 岐阜	3			婦人服(改正)、男子既製洋服(改正)	2	陶磁器上絵付(改正)
22 静岡	1	車両電気配線装置(改正)	1			車両電気配線装置(改正)
23 愛知	1					車両電気配線装置(改正)
24 三重	1			下着・補整着(廃止)	1	
25 滋賀	1			丹後地区絹織物業(改正)	1	
26 京都	2				1	紙加工品(改正)
27 大阪	1			釣針(改正)	1	男子既製洋服(改正)
28 兵庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(改正)	2	靴下(改正)	1	電気機械器具(改正)、靴下(改正)
29 奈良	1				1	
30 和歌山	0					
31 鳥取	2					男子服・婦人服(改正)
32 島根	3	和服裁縫(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	外衣・シャツ(改正)
33 岡山	1			電気機械器具(改正)	1	車両電気配線装置(改正)
34 広島	4	既製服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(改正)
35 山口	2	男子既製洋服・校服服・作業服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	男子既製洋服・校服服・作業服(改正)
36 徳島	1	縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)	1			
37 香川	1					手袋・ソックスカバー(改正)
38 愛媛	1			タオル(改正)	1	
39 高知	2	衛生用紙(改正)	1			繊維産業(改正)
40 福岡	2			婦人服(改正)	1	男子服(改正)
41 佐賀	1					婦人既製洋服(改正)
42 長崎	3			和服裁縫(廃止)	1	男子既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止)
43 熊本	3			縫製(廃止)	1	電気機械器具(改正)
44 大分	2			衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2	
45 宮崎	3					内然機関電装品(改正)
46 鹿児島	1			婦人既製洋服(廃止)、男子既製洋服(改正)	1	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)
47 沖縄	1					縫製(改正)
合 計	97		26		33	

(注)各年度の最低工賃の件数は令和4年9月1日現在のものである。なお、件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したものの、改正、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

第14次最低工賃新設・改正計画案件数内訳

(件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4～6年度計
新設(統合)	0	0	0	0
改正	21	26	35	82
廃止	5	7	4	16
合計	26	33	39	98

3月中に発出予定の通達「第14次最低工賃新設・改正計画の実施について」により確定する。